

《お知らせ》

旅券法等改正により、令和5年3月27日から 旅券(パスポート)の申請の取扱いが 次のとおり変更されます。

1 申請書の変更

令和5年3月27日以降に申請をされる方については、
現在使用中の申請書は使用できなくなりますので、
新しい申請書(裏面に(令和五年三月改正)と記載のあるもの)により
申請してください。

2 旅券申請の一部オンライン化

旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項は変更せずに新たな旅券の
発給を申請する場合(切替新規申請)、令和5年3月27日以降はマイナンバーカードを
活用し、マイナポータルにより電子申請が可能となります。
電子申請は窓口に来所せずに申請できますが、
受取の際は窓口にお越しいただくこととなります。

【広島県 HP】 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/38/1168396405487.html>

3 戸籍謄本の提出

戸籍の確認が必要な方については、
これまで戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれか1つの提出が必要でしたが、
令和5年3月27日以降の申請については、
「戸籍抄本」での受け付けはできなくなり、「戸籍謄本」の提出が必要となります。

4 査証欄(ビザページ)の増補の廃止

令和5年3月27日以降は、旅券の査証欄の増補制度が廃止されます。
令和5年3月27日以降、査証欄に余白がなくなった場合は、
「有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ『残存有効期間同一旅券』(手数料
6,000円)」又は
「切替新規申請として新たな旅券(5年又は10年の有効期間)」のいずれかの
発給申請をしていただくこととなります。

5 旅券発行後6か月以内に受領せず、再度旅券を申請する場合の手数料

令和5年3月27日以降に申請したものの、発行後6か月以内に旅券を受け取らず
当該旅券が失効した場合において、失効後5年以内に再度旅券を申請する際には、
申請手数料に加え、未交付失効旅券の発行費用に係る手数料が必要となります。

広島県地域政策局国際課旅券グループ
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL 082-513-5603 (ダイヤルイン)